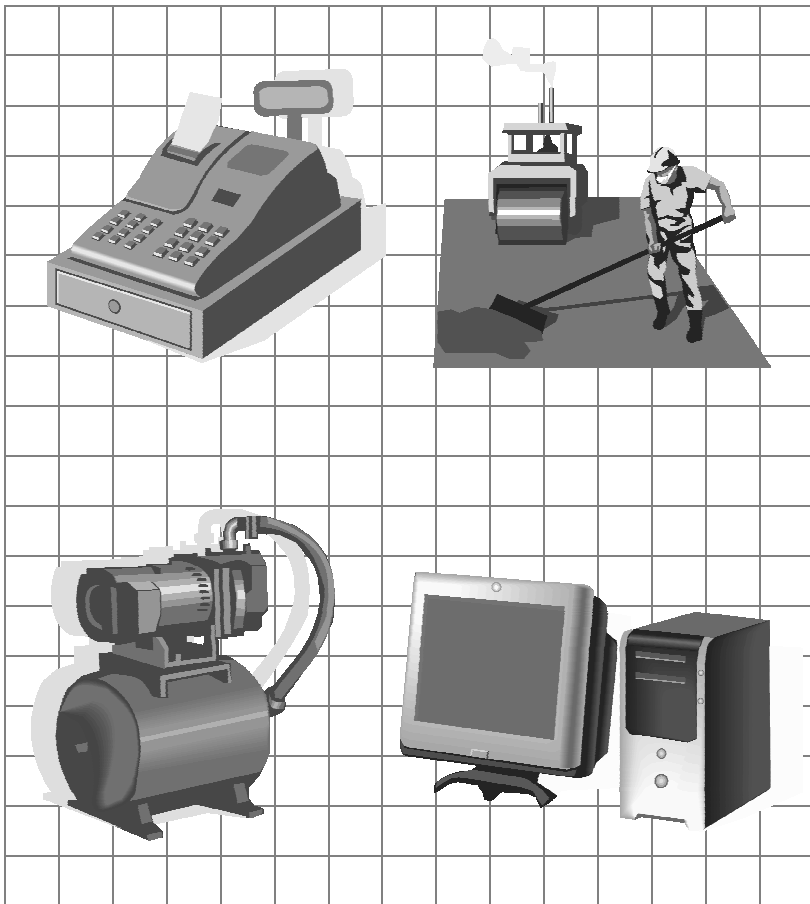


# 償却資産（固定資産税）申告の手引き

町税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
 さて、償却資産の申告時期が近づいてまいりましたので、この手引きにより申告書を作成の上、ご提出ください。



## 目次

I	償却資産の概要	.....	P.2~3
II	申告の方法について	.....	P.4~5
III	申告における留意点	.....	P.6~8
IV	評価から納税まで	.....	P.9~10
V	Q&A	.....	P.11
VI	申告書等の記載例	.....	P.12~19

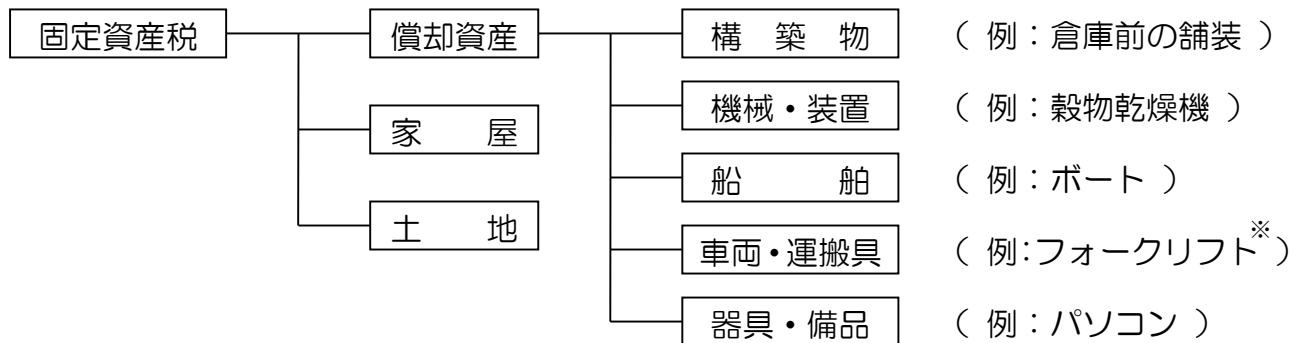
## 提出期限 1月31日(水)

前年中に資産の増減がなかった場合でも、申告書にお名前、ご住所等と備考欄に『**異動なし**』とご記入いただき、必ずご提出ください。

# I 償却資産の概要

## 1 償却資産とは

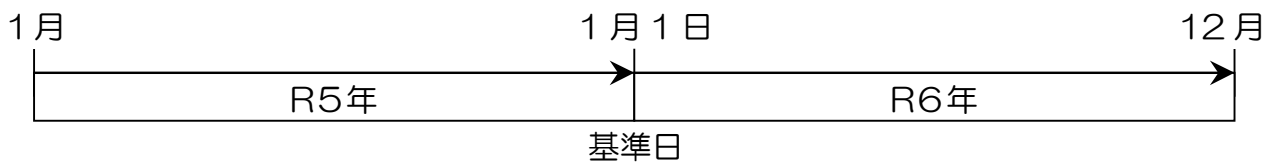
土地や家屋以外で、事業のために使用している資産をいいます。土地や家屋と同じく固定資産税が課税されます。



※ 軽自動車税の課税対象となるものは対象外です

## 2 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在信濃町内に所在し、事業のために使用できる資産です。



ポイント！

償却済資産・遊休資産・簿外資産・改良費なども申告が必要です。

## 3 申告の対象にならない資産

次に掲げる資産は償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例：乗用トラクター・乗用コンバイン)
- (2) 無形固定資産(例：漁業権・特許権・ソフトウェア)
- (3) 一定の条件に該当する少額の減価償却資産  
(詳しくは、P.7の少額の減価償却資産の取扱いをご参照ください)

## 4 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産
各業種共通	パソコン、コピー機、プリンター、エアコン、応接セット、舗装路面、看板、駐車場設備、除雪機、受変電設備、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、レジスター、キャビネット、金庫 等
農業	簡易ハウス、田植え機（軽自動車税の課税客体を除く）、あぜ塗り機、ハーベスター、穀物乾燥機、草刈機、トラクターのアタッチメント（ロータリー、ブロードキャスター、播種機、スピードスプレーヤー等）等
漁業	漁船、GPS、巻上機、漁網、いけす 等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 等
製造業	食料品製造設備、研削盤、旋盤、ボール盤、梱包機、コンベア、プレス機、溶接機、スライス盤、カンナ機、研磨盤 等
飲食店業 ホテル・旅館	テーブル、椅子、自動販売機、厨房設備、厨房用品、自動食器洗浄機、製氷機、テレビ、放送設備、娯楽設備、駐車場舗装、庭園 等
娯楽業	パチンコ機（島工事含む）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器 等
理容美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール、テレビ 等
医（歯）業	医療機器（レントゲン設備、歯科診療ユニット）、各種キャビネット 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、包装機器 等
製パン・製菓業	窯、オープン、スライサー、厨房設備、あん練機、ビニール包装機 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ミキサー 等
ガソリン スタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、地下タンク、防壁 等
自動車整備工場	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、ジャッキ、溶接機、コンプレッサー 等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備 等

※償却資産の固定資産税に係る特例措置の対象となる資産・記入例はP. 16～19をご覧ください。



## Ⅱ 申告の方法について

### 1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、信濃町内に償却資産（原則、確定申告の収支内訳書・青色決算書の減価償却資産と同じ資産）を所有されている方です。所有状況を申告してください。申告書が送付された場合は、償却資産がない方でも申告をお願いします。

### 2 申告書の提出先

〒389-1392

信濃町役場 税務会計課税務係

長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2

電話 026-255-5921（税務係直通）

- 申告書を郵送される方で、受付印を押印した（控）の返送を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### 3 提出書類について

申告対象者		提出書類				注意事項
		申告書 (提出用)	種類別明細書			
			増加用	減少用	一覧表	
される方 初めて申告	申告する資産 ある方	○	○			増加用の種類別明細書に全資産を記入
	申告する資産 ない方	○				備考欄に「償却資産なし」と記入
ある方 申告したことが	資産の増減 ない方	○				備考欄に「異動なし」と記入
	増加資産 ある方	○	○			増加資産を記入
	減少資産 ある方	○		○	(○)	減少資産を記入
	増加・減少両方がある方	○	○	○	(○)	増加・減少資産それぞれ記入
	事業を廃止した方	○				備考欄に「廃業」と記入
	電算処理の申告の方	○	○ (全資産)			種類別明細書に全資産を記入

- ※1 耐用年数の変更を行う資産については、「前年度評価額を基礎とする方法」により算出して下さい。資産の取得時に遡って再計算をするものではありません。
- ※2 社会保障・税番号制度の導入に伴い、申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を右詰めで記載いただくようお願いいたします。

## 4 インターネットを利用して申告される場合

インターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」<http://www.eltax.jp/>）を利用した償却資産の申告を受け付けています。

### ●利用できる方

償却資産の申告が必要な方並びに税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方（以下「税理士等の方」という。）で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。なお、税理士等の方が償却資産の申告が必要な方の申告書を作成・送信する場合は税理士等の方の電子署名のみによる送信ができます。この場合、償却資産の申告が必要な方の電子署名は省略できます。

### ●利用手順

※パソコンとインターネットへの接続が可能な環境が必要です。

- ①一般社団法人地方税電子化協議会が認めた電子証明書を取得します。
- ②上記「eLTAX」のホームページから利用届出を行います。
- ③電子メールで利用者 ID 等が記載された通知が届きます。
- ④専用ソフト「PCdesk」をダウンロードし、インストールを行います。市販されている税務・会計ソフトウェアでも「eLTAX」を利用できるものがあります。
- ⑤申告データを送信します。

\*詳しくは、「eLTAX」のホームページをご覧ください\*



### Ⅲ 申告における留意点

#### 1 資産の種類と主な償却資産

資産種類	資産の名称	耐用年数	資産の名称	耐用年数	資産の名称	耐用年数	
1	構築物	簡易な間仕切り	3	金属造の焼却炉、煙突	10	ブロック塀	15
		工場緑化施設	7	通信用光ファイバー	10	金属造広告塔	20
		簡易の建物(プレハブ等)	7	コンクリート造下水道	15	庭園	20
		アスファルト舗装路面	10	コンクリート舗装路面	15		
		街路灯・ガードレール	10				
2	機械及び装置	農業用設備	7	総合工事業用設備	6	飲食店業用設備	8
		林業用設備	5	飲食料品卸売業用設備	10	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
		食料品製造業用設備	10	飲食料品小売業用設備	9	自動車整備業用設備	15
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	ガソリンスタンド設備	8		
				宿泊業用設備	10		
3	船舶	モーターボート	4	ボート・ヨット	5	和船	8
4	航空機	ヘリコプター	5	グライダー	5		
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車		その他のもの	
				金属製のもの	7	自走能力を有するもの	7
				その他のもの	4	その他のもの	4
<p>〔注〕自動車税や軽自動車税が課税されるものは課税の対象とはなりません、大型特殊自動車（0・00～09・000～099・9・90～99・900～999 ナンバー）は償却資産の課税対象となります。</p>							
6	工具器具及び備品	パチンコ台	2	複写機・レジスター	5	放送機器	6
		パチスロ機・テレビゲーム機	3	応接セット(接客業用)	5	レントゲン	6
		看板・ネオンサイン	3	応接セット(非接客業用)	8	冷暖房機器	6
		じゅうたん・カーテン	3	厨房用品	5	電気冷蔵庫・冷凍庫	6
		スポーツ具	3	理容・美容機器	5	歯科診療用ユニット	7
		電子計算機(パソコン)	4	ガス湯沸器その他ガス機器	6	事務用機・イス非金属製	8
		電子計算機(サーバー)	5	陳列棚(ケース)冷凍機付	6	陳列棚(ケース)冷凍機無し	8
		プリンター	5	調剤機器等の医療用機器	6	金属製室内装飾品	15
		自動販売機・両替機	5	電話・通信設備	6	事務用機・イス金属製	15
		テレビ・テープレコーダー	5				

(参考：上記耐用年数については総務省の法令データ提供システム e-Gov から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索ができます。)

## 2 中古資産の耐用年数について

中古資産の耐用年数は下記のとおり計算してください。

法定耐用年数の**全部**を経過した中古資産 → 法定耐用年数×0.2

法定耐用年数の**一部**を経過した中古資産 → (法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×0.2

なお、計算した年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその残存耐用年数とします。

## 3 少額の減価償却資産の取扱いについて

国税（法人税・所得税）	地方税（固定資産税）
① 使用可能期間が1年未満又は取得価格が <b>10万円未満</b> のものは、一時に損金（必要な経費）に算入可能	一時に損金（必要な経費）に算入したものは申告不要です。
② 当該法人等の有する減価償却資産（取得価格が <b>20万円未満</b> ）を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入可能（「一括償却」）	「一括償却」の対象としたものは申告不要です。
③ 個別償却の場合	申告してください。
④ 中小企業者等の取得価格 <b>30万円未満</b> の減価償却資産に対する特例制度（租税特別措置法67条の5）により、損金算入または必要経費算入（即時償却）の場合	申告してください。

## 4 国税との主な違い

国税と比較すると、主に次のような違いがあります。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
減価償却の期間	法人：事業年度 個人：暦年	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	一般の資産は、定率法又は定額法の選択制度。 ただし、建物は定額法のみ。	原則として定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	1円（備忘価額）	取得価格の100分の5
改良費	合算評価	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。）

## 5 建築設備の家屋と償却資産の区分について

事業の用に供する自己の家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって効力を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として取扱いますが、それ以外については償却資産として取扱われます。

下の表が償却資産と家屋の一般的な区分の例です。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの	
電気設備	発電設備	自家用発電設備・受変電設備など (配線などを含む)	
	動力配線配管設備	特定の生産または業務用設備	左記以外のもの
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、 水銀灯などの屋外照明設備	屋内照明設備、配線・分電盤
	電話設備	電話機、交換機などの装置・器具類	配線
	中央監視制御装置	制御装置一式(配線など含む)	
	火災通報装置	屋外の装置(配線など含む)	屋内の装置(配線など含む)
給排水衛生設備	し尿浄化槽設備	家屋と一体となっていない設備	家屋と一体となっている設備
	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
	ガス設備 給排水設備	特定の生産または業務用設備(配管等など 含む)、屋外設備	左記以外の設備
	消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
その他の設備	空調設備	可動式のパッケージエアコン、ルームエ アコンなど	中央空調設備一式(冷凍機、冷 却塔、ボイラー、オイルタンク ポンプ、配管、ダクト、バルブ、 空調機等)換気扇、天井扇等
	厨房設備 洗濯設備	顧客の求めに応じる(旅館、飲食店、病院 など)サービス設備	サービス設備以外の設備
	運搬設備	生産ライン用リフト、 工場などのベルトコンベアー	エレベーター、リフト、エスカ レーター設備
	店舗などの 事業用造作設備	カウンター、陳列棚、簡易間仕切りなどで 容易に取り外しできるもの	
	その他設備	カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵 便受、金庫、文字看板、袖看板、広告塔	

## 6 借用資産(リース資産)と割賦販売について

資産が借用資産(リース資産)である場合には原則として所有者に申告の義務がありますが、割賦販売で購入された資産については使用者が申告する必要がありますので、ご注意ください。



## Ⅳ 評価から納税まで

### 1 評価額・課税標準額・税額の算出方法

#### (1) 評価額

申告された資産について、取得年月日、取得価格、耐用年数に応じて一件ずつ評価額を計算します。評価額が取得価額の5%より小さい場合は、取得価額の5%となります。

前年中に取得した資産 取得価額×①＝今年度評価額

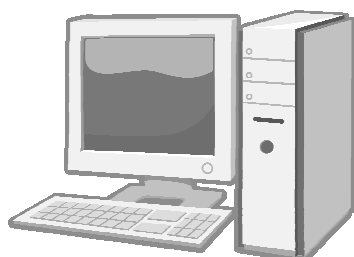
前年前に取得した資産 前年度評価額×②＝今年度評価額

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得①	前年前取得②		前年中取得①	前年前取得②		前年中取得①	前年前取得②
2	0.658	0.316	13	0.919	0.838	24	0.954	0.908
3	0.732	0.464	14	0.924	0.848	25	0.956	0.912
4	0.781	0.562	15	0.929	0.858	26	0.957	0.915
5	0.815	0.631	16	0.933	0.866	27	0.959	0.918
6	0.840	0.681	17	0.936	0.873	28	0.960	0.921
7	0.860	0.720	18	0.940	0.880	29	0.962	0.924
8	0.875	0.750	19	0.943	0.886	30	0.963	0.926
9	0.887	0.774	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936
10	0.897	0.794	21	0.948	0.896	40	0.972	0.944
11	0.905	0.811	22	0.950	0.901	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	23	0.952	0.905	50	0.977	0.955

【例】取得価額 250,000 円、取得時期令和 5 年 6 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

【耐用年数 4 年 前年中取得のものの減価残存率 0.781】

【耐用年数 4 年 前年前取得のものの減価残存率 0.562】



令和 6 年度＝250,000 円×0.781＝195,250 円

令和 7 年度＝195,250 円×0.562＝109,730 円

令和 8 年度＝109,730 円×0.562＝ 61,668 円

令和 9 年度＝ 61,668 円×0.562＝ 34,657 円

令和 10 年度＝ 34,657 円×0.562＝ 19,447 円

令和 11 年度＝ 19,447 円×0.562＝ ~~10,929 円~~

→12,500 円

令和 11 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

## (2) 課税標準

全資産の評価額の合計額が課税標準（1,000円未満切捨て）となります。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。特例の対象となる資産や記載例はP.16～19をご覧ください。

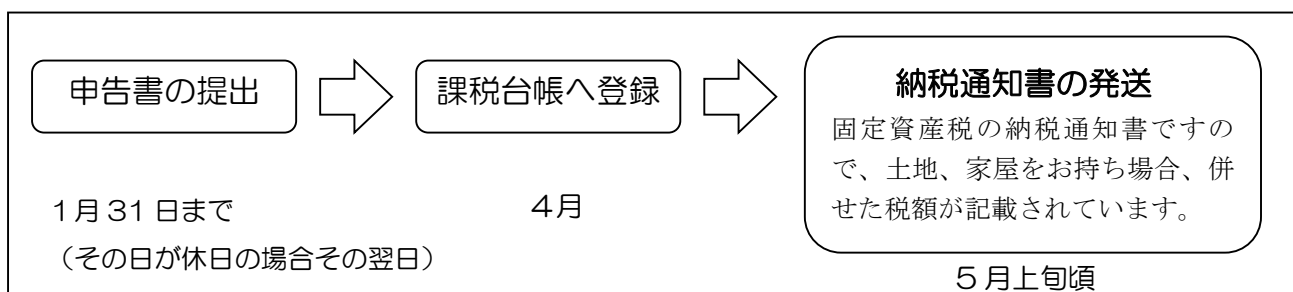
## (3) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

## (4) 税率・税額

税率は1.4/100です。課税標準額（1,000円未満切捨て）に、この税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。

## 2 償却資産（固定資産税）の課税の流れ



## 3 納税義務者・閲覧及び納期

### (1) 納税義務者

令和6年度の固定資産税については、令和6年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

### (2) 閲覧

償却資産を所有する方は、課税台帳登録内容の確認ができます。閲覧場所は信濃町役場税務会計課税務係になります。令和6年度の閲覧の開始時期は、令和6年4月1日からの予定です。

### (3) 納期

年税額は年4回（5月、7月、9月、12月）に分けて納めていただくことになっています。

## 実地調査について

固定資産税の償却資産については申告に基づいて賦課決定を行いますので、償却資産課税台帳の正確性や納税者間における公平性を確保するため地方税法第408条（固定資産の実地調査）に基づき実地調査を行なっています。このため、現地調査や参考資料の提出をお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

## V Q & A

**Q. 減価償却が終わったもの（耐用年数を経過したもの）を申告する必要はありますか？**

**A.** すでに耐用年数を経過した資産であっても、現在事業用に所有している場合は申告してください。廃業、譲渡などの処分をしない限り、固定資産税の対象となり、最終的には取得価額の5%が評価額として償却資産課税台帳に登録されます。

**Q. 取得価格を算定する場合、消費税についてはどのように取り扱えばいいのですか？**

**A.** 消費税の取扱いは、税務会計上で採用している経理方式によることとなります。法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込方式を採用している場合は消費税を含んだ金額で申告していただくこととなります。

**Q. 現在使っていない機械がありますが、これも申告する必要がありますか？**

**A.** 現に事業の用に供していないものであっても、本来的に「事業の用に供することができる」状態の資産は、固定資産税の対象となる償却資産に含まれます。しかし、従来償却資産として使用されていたものが生産様式の変更、機能の劣化、旧式化によって、現実には使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま、解体も撤去もされず、原形をとどめているような資産は、現在使用されていないだけでなく、将来においても使用しないことが客観的に明白であるので、「事業の用に供することができる」資産には該当しません。

**Q. 償却資産は数品しかありませんが、申告は必要ですか？**

**A.** 地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、事業用の償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の状況等を1月31日までに申告する義務があります。お手数ですが、どんなに少なくても、また資産に増減のない場合でも、必ず申告してください。

**Q. 会社で、このたび印刷機械をリースにより導入しました。この場合における償却資産の申告・納税は、当社とリース会社のどちらになるのでしょうか？**

**A.** ただ単に償却資産のリースを受けている場合は、その資産の所有権はリース会社にありますので、原則として、その資産の所有者であるリース会社が申告・納税することになります。ただし、それが実質的には「割賦販売」とであるとされる場合（例えばリース期間終了後に譲渡することが約束されている場合など）には、貴社で申告をする必要があります。

**Q. 家庭用にも事業用にも使用する備品類は償却資産に該当しますか？**

**A.** 事業用にも使用される限り、「事業の用に供することができる」状態の資産であることから償却資産に該当しますので申告する必要があります。この場合、所得税の申告とは異なり、全体が課税対象となります。